

窓口での「本人確認」にご理解とご協力をお願いします

窓口での本人へのなりすましによる悪質な事件が全国的に多発している中、5月1日から法律の一部改正により戸籍や住民票などを交付するときの窓口での「本人確認」が、これまでより厳しくなります。



市民課戸籍係 ☎⑤ 1 1 2 7

代理人が窓口へ来られるときは、代理人のかたの本人確認書類が必要です。

代理人が窓口へ来られる場合は

本人確認書類

①いずれか1点で本人確認できるもの
(官公署発行の顔写真付きの身分証明書)
運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳など

②それ以外のもの(いずれか2点以上)
健康保険証、年金手帳、公的機関の発行する身分証や社員証、本人名義の通帳や診察券など

※①、②の書類をお持ちでないかたには、口頭で質問をさせていただきます

住民票や戸籍の証明書などの取得や届け出、また、印鑑証明書の取得などで窓口に来られるかたには、ご本人であることを確認するために、次のような書類を提示していただきます。

「本人確認書類」をお持ちください

婚姻や協議離婚などの戸籍の届け出や、転入・転出など住所変更の届け出のときに、本人確認ができなかった場合は、後日、届け出が受理されたことや住所変更されたことを本人に通知します。

窓口で本人確認できなかった場合の本人通知

また、次のかた以外は、委任状が必要となり、申請書に正当な理由をくわしく書いていただくこととなります。

- 住民票の請求や転入・転出の届け出をする場合
- 同一世帯のかた
- 戸籍謄抄本などの請求をする場合
- その戸籍に記載されているかた
- その戸籍から除かれたかた
- 戸籍に記載されているかたの配偶者や直系親族

くわしくは、市民課戸籍係へ問い合わせてください。



本人確認書類としても使えます 住民基本台帳カード

住民基本台帳ネットワークを利用した住所・氏名・生年月日・性別の4つの情報が入ったICカードで、写真付きのものは本人確認書類としても利用できます。有効期間は、市外へ転出などがなければ10年間です。

交付申請の方法
印鑑、運転免許証などの本人確認ができるもの、写真(縦45mm×横35mm)、手数料500円を持って、市民課(市民文化会館1階)か各連絡所で交付申請してください。

申請後二週間ほどで通知文書を送付しますので、通知文書を持参の上、市民課(連絡所)までお越しください。ご本人がカードに4けたの暗証番号を入力した後、交付されます。

委任状の書き方

委任者のかたの自筆で書いてください。
委任者と代理人の印鑑は、別のものにしてください。

委任状 (みほん)

私、(委任者氏名)は(各種証明書)の取得に関することを(代理人氏名)に委任します。

委任者	住所 氏名	印
代理人	住所 氏名	印

※戸籍取得の際には委任者の本籍・筆頭者氏名が必要となります。

委任状の見本などは、市ホームページ(アドレスは最終ページに掲載)からダウンロードできます。